

# 「ヘルス博 Kyoto 2022」出展規約

## 1 事務局

ここで述べる事務局とは、京都府健康福祉部健康対策課を指します。

## 2 出展申請及び本規約の効力の発生

出展申請資料に必要事項を記載し、事務局へ提出することによって、出展申請者として受け付けます。出展申請書が事務局で受理された時点で、出展申請者は本規約に同意したものととして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、事務局が出展者を決定し、選定結果を事務局より出展申請者へ通知します。ただし、選定理由については公表しません。

なお、事務局が出展者として適当でないと判断した場合、出展者としての決定通知後であっても、事務局は出展を拒否することができます。その際の判断基準・根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことで生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

## 3 出展者提供素材

出展者は、事務局からの依頼に応じて、求められた会社概要、商品カタログ、商品写真、及び各種申請書等を提出していただきます。出展者が提出した素材は、本施策に使用する目的の為、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただいた素材は返却いたしません。

また、出展者が提供する素材は、著作権その他の権利侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限りします。

これらの素材に関して、紛争、訴訟、異議申立、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決することを保証し、事務局は一切の責任を負いません。

なお、事務局は出展者に対し、素材利用に関してのロイヤリティ、及びライセンスフィーその他の事由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

## 4 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。

出展者のやむをえない事情により、出展の全てまたは一部の取消・解約をする場合、出展者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。

## 5 出展に際して事務局が提供するもの

出展者募集要項「11 出展料・出展小間」に定めるもののみを事務局として提供します。定められているもの以外の準備物については出展者にての用意が必要となります。

## 6 オプション及び自社負担項目

下記項目については、自社手配として、別途ご負担していただきます。

- (1)出展者、販売員等の人件費、旅費、宿泊費、出展に関わる搬送費等の経費
- (2)基本仕様以外の自社ブース装飾費(オプション備品、コンセント、通信回線工事及び使用料等)
- (3)独自のWEB サイト制作など広報・宣伝費
- (4)自社出展機器及び対人傷害などの保険料
- (5)会場設備・備品及び他社出展物の破損、紛失弁償費
- (6)放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
- (7)その他通常含まれない費用とみなされるもの

## 7 出展小間の位置

出展小間の位置については、出展の内容などを考慮に入れ、事務局が決定します。出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展者は事務局に対する異議申立を行うこと及び賠償責任等を問うことはできません。全て事務局に一任されます。

## 8 出展小間の施工・装飾及び材料

出展者は、国、自治体及び会場が制定する安全規則並びに会場及び事務局が定める出展に関する規則に従っていただきます。

ブース装飾の材料は消防法の基準に適合したのもののみ用いる事ができます。強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など、他の出展者に迷惑となる行為は行えません。実演などが他の出展者に多大な迷惑を与えていると事務局が判断した場合、事務局はその実演などの中止・変更を命じることができます。

## 9 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また事務局の承認無しに、出展者以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

## 10 出展者の運営人数

ブースの運営には原則3名以上が参加するとともに、常に最低1名は駐在し、来場者への対応を行ってください。また、開会式には参加することとします。

## 11 本展示会の運営

事務局は業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取決め、各種追加や変更を行うことができます。

出展者が「出展規約」ならびにその他出展者マニュアル上での規定等に違反した場合、また事務局がその他不適切と判断した場合、会期前、会期中にかかわらず事務局はその出展者の出展を中止させることができます。その場合、その出展スペースは事務局が処分することができます。なお、その際に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

また、出展者は本展示会において物品販売・サービス契約の締結等の行為を行うことはできません。

## 12 出展品の管理及び免責

出展品の管理は、出展者の責任において行ってください。事務局は、出展品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

## 13 保険

会場への出展物搬入開始から撤去までの期間で必要と思われるものについての損害保険については、各出展者で加入してください。

特にブース内の警備・保険に関しては出展者ごとに行うものとし、出展品などの紛失、盗難、破損、搬送事故、参加者の取り扱い不注意などによる損害について、事務局は一切責任を負いません。

## 14 補償

出展者及びその代理人が他の出展者のブース、事務局の運営設備または展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、事務局は一切責任を負いません。

事務局は、確認のうえ天災地変等のやむをえない理由で本展示の全てまたは一部を中止・変更する事ができます。その為に生じた出展者及び関係者の損害については保証しません。また、やむをえない事情により、日時、会場等を変更することができます。

## 15 法的保護等

本展示会におけるアイデアの模倣及び販売・商談等に関するトラブルについて、事務局は一切の責任を負いません。展示・販売・商談等に関して、紛争、訴訟、異議申立、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、事務局は一切の責任を負いません。出展内容は一般公開いたしますので、特別なノウハウ等についての法的保護については、出展者の責任において対応するものとします。

## 16 出展搬入・搬出と撤去

出展物等の会場への搬入期間及び会場の設営工事期間などの詳細については、出展決定後にお渡しする出展者マニュアルにて御案内します。事務局の承認無しに、出展物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。

出展品及びブース内の保守・清掃は、出展者の責任において行ってください。

決められた撤去時間までに撤去されない出展品及び物品は、出展者の費用負担にて事務局が任意に撤去・処分できるものとします。出展者はそのことで生じた損害を、事務局に請求することはできません。

## 17 飲食物

出展者による会場内での試飲・試食については、新型コロナウイルス感染症の観点から禁止します。

## 18 安全・安心のための対応

出展者は、関係する諸法令・規則・条例等を厳守し、安全・安心な展示会の開催・運営を行うものとします。

## 19 特定成人向けの商品等

全ての特定成人向け商品、公序良俗に反する商品、事務局が不適切と判断した商品については、展示・プレゼンテーション・販売・配布・会場持ち込みを禁止します。

## 20 出展募集要項及び出展規約の承認

全ての出展申請者(出展者を含む)及びその代理人は、本展示会の出展募集要項に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。

事務局と出展申請者(出展者を含む)、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

## 21 個人情報の取り扱い

出展申請書に記載した情報は適切に管理し、本展示会の運営及び主催者が開催する他の施策の案内・照会のために利用します。